

○国立大学法人筑波技術大学監査室規程

〔平成18年3月16日〕
〔規程第10号〕

最終改正 令和4年3月28日規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第12条の規定に基づき、監査室に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 監査室は、学長の指示を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国立大学法人筑波技術大学（以下「法人」という。）における業務及び会計の内部監査に関すること。
- (2) 監事が実施する法人の業務及び会計の監査に関する事務補助に関すること。
- (3) 監事及び会計監査人との連絡調整に関すること。
- (4) 会計検査院との連絡調整に関すること。
- (5) その他法人の監査に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 監査室に室員を置き、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 各部局（前号に規定する副学長が兼任する部局は除く。）から推薦され、学長が指名する教授 若干名
- (3) その他職員のうちから学長が指名する者（室長及び副室長）

第4条 監査室に室長及び副室長を置く。

- 2 室長は前条第1号に規定する副学長をもって充て、副室長は前条第2号及び第3号に規定する室員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、監査室の業務を統括する。
- 4 副室長は、室長を補佐する。
- 5 室長に事故があるときは、副室長のうちから学長が指名する者が職務を代行する。
- 6 室員は、室長の命を受け、監査室の業務を処理する。

(監事及び会計監査人との関係)

第5条 監査室は、監事及び会計監査人と密接な連携を保ち、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、監査室の運営に関し必要な事項は、監査室が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学監査室規程

の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。